

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部福祉政策課

1 補助金の名称等

27年度調査

補助金の名称	文京区障害者通所施設等整備費補助金								
根拠規定等	文京区障害者通所施設等整備費補助要綱								
創設年月	平成	27	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	05民生費	03心身障害者 福祉費	01心身障害者 福祉事業費	27障害者グループ ホーム等整備費補助	01障害者グループ ホーム等整備費補助	92			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	障害者通所施設等の整備に要する費用を事業者に対して補助することにより、通所施設等の整備を推進し、もって障害者福祉の向上に資することを目的とする。					
補助事業等の内容	区内における障害者通所施設等の整備事業					
補助対象経費の内容	創設又は改修による障害者通所施設等の整備に必要な工事請負費					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input checked="" type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 補助要綱におけるNPO以外の事業者＝社会福祉法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人、その他の法人					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕					
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 施設整備に要した費用から国及び都の補助金等を控除して得た額の1/2相当額と補助限度額(創設の場合1建物につき2,000万円限度)とを比較していずれか少ない額 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況	区有地活用による事業者誘致の場合は、補助事業を実施する事業者を公募により選定した。					
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他〔検査済証(写し)〕					
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	公益性が高く、また、障害者通所施設等整備に対する障害当事者及び家族からの要望が強い。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	実施計画及び地域福祉保健計画(障害者計画)の計画事業である。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	国や都における施設整備費補助を補完する目的で区が補助する。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	事業者の負担増となり、通所施設等整備を断念する事業者が発生する可能性がある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	施設整備に係る事業者からの相談への対応を通じ、補助制度の要件等について、必要な周知を図っている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	補助条件を満たす事業は、補助対象となる。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	施設整備費の一時金を補助するのではなく借入返済金を補助する方法も考えられるが、これも補助金である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	補助金があるため事業者は建設工事業者に対し、資金調達の保証がある上で履行でき、整備が促進される。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	障害当事者及び家族が望む通所施設等での支援が得られ、日中活動系サービスの充実が図られる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	障害者通所施設等の利用が拡大することにより、日中活動系サービスの充実が図られる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	事業者の整備工事契約受注者の選定に当たっては、都が定める契約手続基準に準じて実施している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助事業者は、通所施設等運営を行う社会福祉法人等であり、活動内容は補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	補助事業の実績報告時に内容を確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-	-	1
決算(予算)額	-	-	-	19,800
国庫支出金				0
都支出金				0
その他				0
一般財源				19,800
27年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

障害者通所施設等に対する区民ニーズ等を見極め、通所施設等整備計画を検討する必要がある。